

令和6年度山梨県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業のご案内

『高等職業訓練促進給付金』を活用して養成機関に在学し、資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、養成機関の入学準備金及び就職準備金の貸付を行い、自立を支援します

養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に、山梨県内において資格が必要な業務に従事し、5年間引続き就業を継続した場合は、貸付金の返還を免除します

修学状況や就業を継続したことを確認するため、毎年4月に現況調査を行います

返還免除の条件を満たさない場合は、全額返還となります

1 【貸付内容】

| 種類 | 貸付対象者 | 貸付期間 | 貸付額 |
|---|--|------|--------|
| 入学準備金 | 高等職業訓練促進給付金を受給して養成機関等に入学し、現在も在学している方 | 一括交付 | 50万円以内 |
| 就職準備金 | 高等職業訓練促進給付金を受給し養成機関等を修了後、山梨県内において、取得した資格が必要な業務に従事している方 | 一括交付 | 20万円以内 |
| 備考 ・貸付利息は、連帯保証人を設定したときは無利息、連帯保証人を設定しないときは年1%です ・返還金が発生し、返還期限を過ぎた債務には、年3%の延滞利子がつきます ・山梨県介護福祉士修学資金等貸付を受ける方は申込みできません ・准看護師養成機関入学時に入学準備金の貸付を受けた方が養成機関を修了後に、看護師養成機関または他種の養成機関等への入学時においては、改めて入学準備金の貸付はできません | | | |

2 【申請期間】 令和6年4月1日（月）～令和7年2月7日（金）当日消印有効

3 【提出書類】

共通

- ① 貸付申請書（第1号様式）
- ② 個人情報の取扱いについて（同意書）（第2号様式）
- ③ 『高等職業訓練促進給付金』の支給決定通知書の写し
- ④ 世帯全員の住民票（個人番号がないもの、本籍地の記載のあるもの）
- ⑤ 連帯保証人がいる場合は、所得証明、住民票（個人番号がないもの、本籍地の記載のあるもの）

入学準備金

⑥ 在学証明書

就職準備金

- ⑦ 修了証書等の写し、養成機関を修了したことがわかる書類
- ⑧ 取得した資格を確認できる書類
- ⑨ 就業証明書等山梨県内で資格を必要とした職場に従事している証明

4【連帯保証人】

原則として山梨県内に居住する連帯保証人が1名必要です
ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません

5【貸付決定】

申請から1か月程度
貸付の承認、不承認の決定を文書にて通知します

6【貸付契約】

承認を受けたときは、貸付契約を取り交わすために借用書を提出していただきます
なお、借用書の提出の際に以下の項目が必要となりますので用意してください

- ① 借用書に押印する実印の印鑑登録証明書の提出（借受人及び連帯保証人）
- ② 借用書に収入印紙の貼付（貸付金額による額）

7【貸付金交付】

一括交付します

8【その他】

- ・『高等職業訓練促進給付金』の支給を受けている福祉事務所等を経由して申請してください
- ・貸付には審査があります
- ・詳細については『山梨県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程』をご覧ください
- ・借入目的に反する貸付金の使用があった場合や貸付けを受け返還を免除されるか返還を完了するまでの間に、本会が求める届出を怠ると返還の免除や猶予が受けられず、貸付金の返還を求める場合があります。
- ・暴力団員が属する世帯の方の申込みはできません

【申請受付、お問合せ先】〒400-0005 甲府市北新1-2-12

山梨県社会福祉協議会 生活支援課 資金第1担当 TEL：055-251-3900